

《学校での犯罪やいじめを無かったことにさせないための署名》

正しく教育をした昭和 22 年～55 年位までのおよそ 33 年間、「いじめ不登校、自殺者」は出ませんでした。昭和 55 年以降、犯罪やいじめがあったときケンカ、トラブルとして「いじめを無かった」ことにするようになりました。無かったことにすれば、犯罪やいじめが継続して【深刻】になります。そのため、いじめ不登校、自殺者が出るようになりました。

「いじめ防止対策推進法」は教師が犯罪やいじめを無かったことにしたために深刻化した、その後のいじめ防止法です。教師に教育基本法、学校教育法を守らせて犯罪やいじめを止めていけば必要なかった、いじめ防止法です。昭和 55 年以降文部科学省は教師に法律違反をさせてきたことは明らかです。

本当のいじめ防止、いじめ撲滅をするのであれば教師が生徒に対して知識と技能だけではなく“他人を労わる心、人格形成、正義と責任、友情を大事にする「教育」をすることです。犯罪やいじめがあった時にそこで「止めれば」一過性の犯罪やいじめで終わります。被害者の苦しみはそこで終わります。加害者や周りの生徒は、犯罪やいじめは許されない事を学び犯罪者になることもありません。

昭和 22～55 年位までは正しく教育したので犯罪やいじめは深刻になりませんでした。加害者を無くせば、被害者は無くなります。それこそが、いじめ防止であり、教育の理念です。

- 【1】教育基本法を念頭に学校教育法第 37 条 11 項、（教師は教育をつかさどる）を守ること。
- 【2】犯罪やいじめが起きたとき、加害者だけを起立させて、「ダメ、許されない」ことと措置をすれば加害者に限らず周りの生徒たちは犯罪やいじめは許されない事を学ぶ、それが真の教育である。
- 【3】学校、教育委員会が情報を独占しなければ犯罪、いじめを無かったことにはできない。

文部科学大臣 殿

【署名】

文部科学省は教師に対して、教育基本法を念頭に、学校教育法を守らせ、学校における犯罪やいじめを無かったことにさせない事を強く望みます。
